

外国人集住都市会議規約

(名称)

第1条 本会は、外国人集住都市会議（以下「会議」という。）という。

(目的)

第2条 会議は、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、外国人住民に係わる様々な問題の解決に積極的に関わり、外国人住民との共生を確立することを目的とする。

(会員)

第3条 会議の会員は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が居住する別表に規定する都市及び同地域の国際交流協会（以下、「会員」という。）とする。

2 会議に新たに入会しようとする会員は、第5条に規定する座長都市に申し出、全体会の承認を得るものとする。

3 退会しようとする会員は、第5条に規定する座長都市に申し出、全体会の承認を得るものとする。

(事業)

第4条 会議は、第2条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員間の連絡調整及び諸会議の開催
- (2) 外国人住民に関する施策に関する調査研究
- (3) 国、都道府県、経済界等に対する政策提言
- (4) その他、会議の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 会議に次の役員都市を置く。

- (1) 座長都市 1都市
- (2) 幹事都市
- (3) 監査担当都市 1都市

2 座長都市は、会員の中から互選する。

3 座長都市は、会議を代表し、次の事務を行う。

- (1) 会議の活動に関すること。
- (2) 会議の運営に関すること。
- (3) 会議の予算及び決算に関すること。
- (4) その他会議に必要なこと。

4 幹事都市は、次の会員の中から座長都市が選任し、全体会の承認によって決定する。

- (1) 過去に座長都市を務めた会員
- (2) その他座長都市が必要と認めた会員

5 監査担当都市は、会員の中から座長都市が選任し、全体会の承認によって

決定する。

6 役員の任期は2年とする。

(全体会)

第6条 全体会は、第3条に規定する会員によって構成される。

2 全体会の議長は、座長都市とする。

3 全体会では、次のことを審議する。

(1) 会議の活動に関すること。

(2) 会議の運営に関すること。

(3) 会議の予算及び決算に関すること。

(4) その他会議に必要なこと。

4 議決権は、各都市につき1票とする。

(幹事会)

第7条 幹事会は、座長都市及び幹事都市によって構成する。

2 幹事会の議長は、座長都市とする。

3 幹事会は、全体会の開催前及び必要に応じて開催し、次のことを審議する。

(1) 会議の活動に関すること。

(2) 会議の運営に関すること。

(3) 会議の予算及び決算に関すること。

(4) その他会議に必要なこと。

4 その他、座長都市が必要と認める事項については、幹事会において決定する。

(経費支弁の方法)

第8条 会議の運営に要する経費は、会員（国際交流協会を除く。以下この条において同じ。）が負担する。

2 前項の規定により会員の負担額は、年額20万円とする。ただし、座長都市の負担額は、その額を増減することができるものとする。

3 会員は、請求書を受領後、第1項に規定する負担額を座長都市の定める銀行口座へ納入しなければならない。

(予算)

第9条 会議の予算は、前条に規定する負担金、繰越金及びその他の収入をもってその歳入とし、会議の運営に要する経費をもってその歳出とする。

(予算の調製等)

第10条 座長都市は、当該年度の予算を調製し、全体会の承認を得なければならない。

2 会議の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度による。

(出納)

第11条 会議の出納は座長都市が行い、出納員は座長都市の担当部署の所属長をもって充てる。

(決算等)

第12条 座長都市は、当該会計年度終了後3か月以内に会議の決算を調製し、全体会の承認を得なければならない。

2 第5条に規定する監査担当都市は、当該会計年度の決算を監査し、全体会において監査の結果を報告しなければならない。

(負担金の精算)

第13条 当該会計年度終了時に残余金がある場合は、座長都市は、全体会の承認を得てこれを精算できるものとする。

2 座長都市が、第8条第2項に規定する会員の負担すべき額を超えて負担金を支出しているときは、まずその超えて負担している額に残余金をあてるものとし、なお残余がある場合は、次年度に繰り越すものとする。

(会議解散の場合の措置)

第14条 会議が解散した場合における会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、座長都市が決算する。

第15条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附則

この規約は、平成14年5月31日から施行する。

附則

この規約は、平成17年6月1日から施行する。

附則

この規約は、平成18年4月25日から施行する。

附則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）（別表）

外国人集住都市会議の会員は、次の都市及び同地域の国際交流協会とする。

- ・群馬県 伊勢崎市
太田市
大泉町
- ・長野県 上田市
飯田市
- ・岐阜県 大垣市
美濃加茂市
- ・静岡県 浜松市
富士市
磐田市
掛川市
袋井市
湖西市
菊川市
- ・愛知県 豊橋市
豊田市
小牧市
- ・三重県 津市
四日市市
鈴鹿市
亀山市
伊賀市
- ・滋賀県 長浜市
甲賀市
湖南市
愛荘町
- ・岡山県 総社市

* 順番は、総務省地方公共団体コードによる。